

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例(令和3年羽幌町条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(発電事業の計画)

第3条 条例第17条の規定による発電事業の計画、中止、事業者の変更及び説明会の記録の提出は、再生可能エネルギー発電事業計画書(別記様式第1号)又は再生可能エネルギー発電事業の変更計画書(別記様式第2号)及び説明会記録(別記様式第3号)により行うものとする。

(設置等の完了)

第4条 条例第17条第4号の規定による発電事業に基づく工事が完了したときは、運転の開始前に再生可能エネルギー発電事業の(変更)計画に基づく工事完了報告書(別記様式第4号)により町長に報告しなければならない。

(発電事業の終了)

第5条 条例第19条第1項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電事業の終了及び発電設備の撤去計画に係る報告書(別記様式第5号)により行うものとする。

(立入検査等)

第6条 町長は、条例第22条第2項の規定により立入検査又は質問(以下「立入検査等」という。)をするとき、立入検査等の日の5日前までに、事業者に対して立入検査等実施通知書(別記様式第6号)によりその旨を通知する

ものとする。

2 前項の通知は、事業者を確認できないとき又は事業者の所在が判明しないときは、することを要しない。この場合において、町長は、当該通知の内容を立入検査等の日の14日前までに告示するものとする。

3 条例第22条第3項の身分を示す証明書は、立入検査員証(別記様式第7号)によるものとする。

(助言又は指導)

第7条 条例第23条の規定による助言は、原則として口頭により行い、同条の規定による指導は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する指導書(別記様式第8号)により行うものとする。

(勧告)

第8条 条例第24条第1項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する勧告書(別記様式第9号)により行うものとする。

2 条例第24条第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定による通知は、改善措置確認通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(命令)

第9条 条例第25条第1項の規定による命令は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令書(別記様式第11号)により行うものとする。

(公表)

第10条 町長は、条例第26条第1項の規定による公表の予定期間(以下「公表予定期間」という。)の初日の14日前までに、事業者に対し再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書(別記様式第12号)により、公表を行う旨を予告するものとする。

2 条例第26条第1項に規定する者が、同条第2項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書(別記様式第13号)により行うものとする。

3 町長は、条例第26条第1項の規定による公表を行うときは、同項に規定する者に対し、事前に再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書(別記様式第14号)により、公表を行う旨を通知するものとする。

4 条例第26条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 羽幌町公告式条例(昭和25年羽幌町条例第13号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 羽幌町の広報紙への掲載

(3) 羽幌町のインターネットホームページへの掲載

(4) その他町長が必要と認める方法

5 町長は、事業者が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、条例第26条第1項の規定による公表を猶予することができる。

(1) 条例第25条第1項又は同条第2項の規定による命令の期限までに発電設備の不適切な状態の改善に至らなかったが、当該発電設備の運転を停止し、当該改善を行う旨を書面にて誓約したとき。

(2) 事業者が発電設備の運転を中止し、法第11条の規定による事業の廃止届を行ったとき、又は発電設備から得られた電力を自ら消費する事業を行っていた事業者が当該事業の中止する旨を書面で誓約したとき。

(3) 事業者が法第15条の規定による認定の取消しを受け、発電設備の運転を中止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があると町長が認めるとき。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画書

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊞

発電事業について計画しているので、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例施行規則第3条の規定に基づき提出します。

記

種 別	太陽光・風力・バイオマス・水力・地熱 その他（ ）
設置予定地	
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²
設置工期	年 月 日～ 年 月 日
稼働開始予定	年 月 日
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail
添付書類	・設置する発電設備等のメーカー、型番及び図面 ・設置スケジュール ・設置予定地及び配置がわかる図面 ・会社概要 ・その他必要な書類

別記様式第2号（第3条関係）

再生可能エネルギー発電事業の変更等計画書

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

発電事業の変更等（変更・中止・事業者の変更）について計画しているので、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例施行規則第3条の規定に基づき提出します。

記

	変更前	変更後 (中止の場合は記載不要)
事業者名		
設置予定地		
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²	
設置工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
稼働開始予定	年 月 日	
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 電 話 E-mail	
添付書類	変更前と変更後がわかる書類 ・設置する発電設備等のメーカー、型番及び図面 ・設置スケジュール ・設置予定地及び配置がわかる図面 ・変更後事業者の会社概要 ・その他必要な書類	

別記様式第3号（第3条関係）

説明会記録

事業者名 _____

日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	
議 題	
説明者職氏名	
説明対象 及び出席者	
議事内容 質問・意見 及び回答	

本様式に記載しきれない場合は、任意の様式で作成

別記様式第4号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電事業の（変更）計画に基づく工事完了報告書

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

年 月 日付け「再生可能エネルギー発電事業（の変更等）計画書」で提出した_____発電設備の工事が完了しましたので、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例施行規則第4条の規定に基づき報告します。

記

設置場所	
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²
設置完了年月日	年 月 日
稼動開始年月日	年 月 日
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail
添付書類	・経済産業大臣から、当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定を受けたことを証する書類の写し ・その他必要な書類

別記様式第5号（第5条関係）

再生可能エネルギー発電事業の終了及び設備等の撤去計画に係る報告書

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊞

下記のとおり _____ 発電事業を終了し、設備等の撤去計画を立てたので、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例施行規則第5条の規定に基づき報告します。

記

設置場所	
設置規模	発電設備 kW× 台 設置面積 m ² 事業区域の面積 m ²
稼動開始年月日	年 月 日
事業終了年月日	年 月 日
撤去工期	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者職氏名 及び連絡先	職氏名 住 所 電 話 E-mail
工事等施工者	・撤去・整地 ・廃棄物処理 ・その他

必要書類を添付

別記様式第6号（第6条関係）

立入検査等実施通知書

年 月 日

様

羽幌町長

印

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置・運用に関し、事業区域への立入検査等を実施するので、同条例施行規則第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 立入検査等を実施する再生可能エネルギー発電設備
- 2 立入検査等の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時から
- 3 立入検査等の趣旨及び内容

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例（抜粋）

（実態調査）

第22条 町長は、不適切な状態について情報を得たとき、又は不適切な状態になるおそれがあると認めるときのほか、この条例を施行するために必要なときは、実態調査を行うことができる。

2 前項の規定による実態調査は、原則として発電設備の外観調査並びに発電設備から最も近い住宅等における騒音及び低周波音の測定により行うもののほか、事業者に対し、発電設備の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求め、又は事業区域内で立入検査をし、若しくは関係者に質問することができる。

3 前項の規定により立入検査又は関係者へ質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

担当者：羽幌町

課

別記様式第7号（第6条関係）

（表面）

第 号	立入検査員証
写 真	職名
	氏名
	生年月日
上記の者は、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第22条第2項の規定により、立入検査等をする職員であることを証する。	
年 月 日交付	
羽幌町長 ㊟	

（裏面）

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例（抜粋）
（実態調査）
第22条 町長は、不適切な状態について情報を得たとき、又は不適切な状態になるおそれがあると認めるときのほか、この条例を施行するために必要なときは、実態調査を行うことができる。
2 前項の規定による実態調査は、原則として発電設備の外観調査並びに発電設備から最も近い住宅等における騒音及び低周波音の測定により行うもののほか、事業者に対し、発電設備の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求め、又は事業区域内で立入検査をし、若しくは関係者に質問することができる。
3 前項の規定により立入検査又は関係者へ質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第8号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する指導書

年 月 日

様

羽幌町長

印

年 月 日町が実態調査を行った貴事業者が所有・管理する下記の再生可能エネルギー発電設備について、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に関して、不適切な状態にあると認められますので、同条例第23条の規定により、速やかに改善するよう指導します。

記

1 再生可能エネルギー発電設備の所在地及び設備等の概要

所在地 羽幌町
設備等の概要

2 指導事項

3 改善期限

年 月 日（ ）

なお、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、遅滞なく報告すること。

別記様式第9号（第8条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する勧告書

年 月 日

様

羽幌町長

㊟

年 月 日付けにより指導した貴事業者が所有・管理する再生可能エネルギー発電設備について、改善期限を経過したにもかかわらず、現在なお不適切な状態にあると認められるため、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第24条第1項の規定により、下記の措置を講ずるよう勧告します。

記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所在地及び設備等の概要
所在地 羽幌町
設備等の概要

- 2 勧告事項

- 3 改善期限

年 月 日（ ）

なお、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、遅滞なく報告すること。

別記様式第 10 号（第 8 条関係）

改善措置確認通知書

年 月 日

様

羽幌町長

印

年 月 日付けで行った勧告・命令に関して、
年 月 日に改善措置が完了したことを確認しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所在地及び設備等の概要
所在地 羽幌町
設備等の概要
- 2 勧告・命令事項
- 3 改善措置の内容

別記様式第 11 号（第 9 条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令書

年 月 日

様

羽幌町長

印

年 月 日付けにより勧告した貴事業者が所有・管理している再生可能エネルギー発電設備については、勧告に係る措置がとられなかったことから、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第 25 条第 1 項の規定により、早急に勧告に係る措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第 26 条第 1 項の規定により、事業者の名称及び所在地、命令の対象となる再生可能エネルギー発電設備の所在地、命令の内容その他町長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

1 再生可能エネルギー発電設備の所在地及び設備等の概要

所在地 羽幌町

設備等の概要

2 命令事項

3 改善期限

年 月 日（ ）

なお、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、遅滞なく報告すること。

別記様式第 12 号（第 10 条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する
命令違反事実公表予告書

年 月 日

様

羽幌町長

㊟

貴事業者が所有・管理している下記の不適切な状態にある再生可能エネルギー発電設備について、適正に設置・運用するよう 年 月 日付け指導書、 年 月 日付け勧告書及び 年 月 日付け命令書により改善を求めてきたところですが、命令に係る改善の期限を過ぎても改善措置が取られないため、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり命令違反の事実を公表することを予告します。

なお、当該公表に係る意見があるときは、公表予定期間の初日の 3 日前までに別添の再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書を提出してください。

記

- 1 事業者の名称及び所在地
- 2 再生可能エネルギー発電設備の所在地及び設備の概要
所在地 羽幌町
設備の概要
- 3 命令違反の事実
- 4 公表予定期間及び公表方法
 - (1) 公表予定期間
年 月 日（ ）から当該再生可能エネルギー発電設備の不適切な状態が解決するまでの期間
 - (2) 公表方法
 - 羽幌町公告式条例に規定する掲示場に掲示
 - 羽幌町のホームページへの掲載
 - 羽幌町の広報紙への掲載（ 年 月号）
 - その他（ ）

別記様式第 13 号（第 10 条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する
命令違反事実公表前意見書

年 月 日

羽幌町長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

年 月 日付けの再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用
に関する命令違反事実公表予告書で予告のあった再生可能エネルギー発電設
備等の適正な設置及び運用について、次のとおり意見を述べます。

再生可能エネルギー 発電設備の所在地	
意見	
証拠書類等の提出の 有無	有 ・ 無

※ 意見書に書き切れないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。

別記様式第 14 号（第 10 条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書

年 月 日

様

羽幌町長

印

貴事業者が所有・管理している下記の不適切な状態にある再生可能エネルギー発電設備について、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に基づき、適正に設置・運用するよう助言、指導、勧告及び命令を行ってきたところですが、命令に係る期限を過ぎても改善措置が取られないため、同条例第 26 条第 1 項の規定により、下記のとおり命令違反の事実を公表します。

記

- 1 事業者の名称及び所在地
- 2 再生可能エネルギー発電設備の所在地及び設備の概要
所在地 羽幌町
設備の概要
- 3 命令違反の事実
- 4 公表期間及び公表方法
 - (1) 公表期間
年 月 日 () から当該再生可能エネルギー発電設備の不適切な状態が解決するまでの期間
 - (2) 公表方法
 - 羽幌町広告式条例に規定する掲示場に掲示
 - 羽幌町のホームページへの掲載
 - 羽幌町の広報紙への掲載 (年 月号)
 - その他 ()